

第122回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：令和4年11月30日(水)

開催場所：大阪府咲洲庁舎44階大会議室

案 件	審議結果等
瓢箪山センター(東大阪市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
(仮称)星田駅北商業施設(交野市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。 大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。 夜間に発生する騒音については、近接する住居への影響が懸念されるので、設置者が届出書で提示した対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。
(仮称)交野星田パーク(交野市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。